

訓練等給付における認定調査の見直しに関する Q&A

Q1: 訓練等給付に係る障害支援区分認定調査の取扱いの変更点と対象ケースについて教えてください。

A: 厚生労働省より「障害支援区分を要しない訓練等給付については、訪問調査を必ずしも要しない」との通知がありました。これに伴い、訓練等給付については、以下のとおり調査方法を変更いたします。

<変更点>

これまでの訪問調査を廃止し、障害福祉サービス申請時に区役所窓口にて聞き取り調査（勘案事項整理票）を実施します。

※別添「障害福祉サービス利用開始までの流れ」をご参照ください。

<対 象>

訓練等給付

具体的には、以下のサービスです。

- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労選択支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助（入浴、排せつまたは食事等の介護を伴わない場合に限る）

なお、介護給付や、共同生活援助（入浴、排せつまたは食事等の介護を伴う場合に限る）については、従来どおり訪問調査を実施します。

Q2: 訓練等給付について、なぜ、訪問調査をやめるのですか。

A: 国の制度改正により、訓練等給付については訪問調査が必須ではなくなりました。今後は申請時の聞き取りで状況を確認する仕組みに変わります。

Q3: 区役所窓口での聞き取り調査では、どのような項目が確認されますか。

A: 主に、服薬管理、コミュニケーション、仕事や課題への集中力、移動、金銭感覚や金銭管理、生活リズム、清潔保持等に関する項目について確認させていただきます。詳細については、市ホームページに掲載している「勘案事項整理票」をご確認ください。

Q4: 聞き取り調査の際は、申請者本人が区役所で回答する必要がありますか。

A: 申請者ご本人の状況を正確に把握するため、ご本人が回答されることが望ましいです。しかし、ご本人の来庁が難しい場合は、ご家族や計画相談支援事業所の相談支援専門員など、ご本人の状況を最もよく把握している方が回答いただくことも可能です。場合によっては、以下の情報等により、総合的に勘案することもあります。ご本人の来庁が難しい場合は、参考としてお持ちいただくと、より状況を具体的に把握することができます。

(例)

- ・ 家族や親族からの情報： 本人の生活歴、性格、得意なこと・苦手なこと、人間関係
- ・ 相談支援専門員のアセスメント： 関係機関との連携、本人からの聞き取り（可能な範囲で）、家族や関係者からの情報聴取。
- ・ 受け入れ予定グループホーム事業者からの情報： 事前見学時の情報、入所後の支援計画案など。

Q5： 区役所窓口での聞き取りではなく、訪問調査を希望した場合、対応してもらえますか。

A： 障害支援区分が不要な訓練等給付については、訪問での調査をご希望の場合でも、訪問調査は行わず、区役所窓口での聞き取り調査のみとさせていただきます。
なお、介護給付、共同生活援助（入浴、排せつまたは食事等の介護を行う場合に限る）については、従来通り訪問調査を継続します。

Q6： 今回の取扱いの変更による市民へのメリットは何ですか。

A： 訪問調査を行うことで、申請から支給決定までお時間をいただいておりますが、窓口での聞き取り調査となることで、申請から支給決定までの期間を短縮し、就労支援の開始を早めることが可能となります。これにより、申請者の方がご希望される時期に、よりスムーズに就労支援を受けられるようになることが期待されます。

Q7： 介護給付との同時に申請を行う場合、訪問調査はどうなるのですか。

A： 介護給付は、これまでどおり訪問調査を実施します。